

## フィルタリング機能を利用しない旨の申出書

株式会社 LogicLinks 行

申出者 (保護者の方)

氏名	印
住所	
電話番号	

私は、株式会社 LogicLinks の提供する、LinksMate サービスを利用する青少年（18歳未満の者をいいます）の保護者として、下記の「3. 確認事項」を十分理解した上で、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）第17条第1項ただし書きの規定により、下記1. の理由によりフィルタリング機能を利用しない旨申し出ます。

## 1. フィルタリング機能不要理由 ※次の3つのうち、いずれかにチェックしてください。

- 利用者となる青少年が就労しており、フィルタリング機能を利用することで、当該青少年の業務に著しい支障を生ずるため
- 利用者となる青少年が心身に障がい有し、又は疾病にかかっており、フィルタリング機能を利用することで、当該青少年の日常に著しい支障を生ずるため
- 保護者が利用者となる青少年の携帯電話インターネットの利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないよう監督するため

## 2. 契約者様情報等

ご契約者様情報	氏名 生年月日 (T,S,H,R) 年 月 日	印
ご利用登録者名 (青少年の方)	氏名 生年月日 (T,S,H,R) 年 月 日	印
携帯電話番号 (青少年の方が利用するもの)		

## 3. 確認事項

- (1) 必ず保護者の方本人が申出書を作成し、署名押印の上、提出してください。
- (2) 記載内容が事実と相違することが判明した場合には、フィルタリング機能を利用しない旨の申し出がなかったものとして、あらためてフィルタリング機能を提供させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) フィルタリング機能は、①出会い系サイトや SNS を通じて見知らぬ人と出会い、犯罪行為に巻き込まれる、②悪質なアダルトサイトから架空請求を受ける、③個人情報流出する、④興味本位での犯罪予告やいたずらの書込みにより自らが罪に問われる等の、青少年の不適切なインターネットの利用から生じる種々の被害を軽減するのに有用な機能です。
- (4) 保護者の方は、青少年インターネット環境整備法上、フィルタリング機能を利用する方法等により、青少年のインターネットの利用を適切に管理する努力義務を負っています。

以上